

多摩都市計画公園の変更（多摩市決定）

資料 2
令和 3 年 5 月 26 日
令和 3 年度第 1 回
多摩市都市計画審議会

多摩都市計画公園に第 8・2・1 号公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
特殊公園	第 8・2・1 号	連光寺六丁目公園	多摩市連光寺 6 丁目地内	約 0. 3 6 ha	農園 休養施設 便益施設 管理施設等

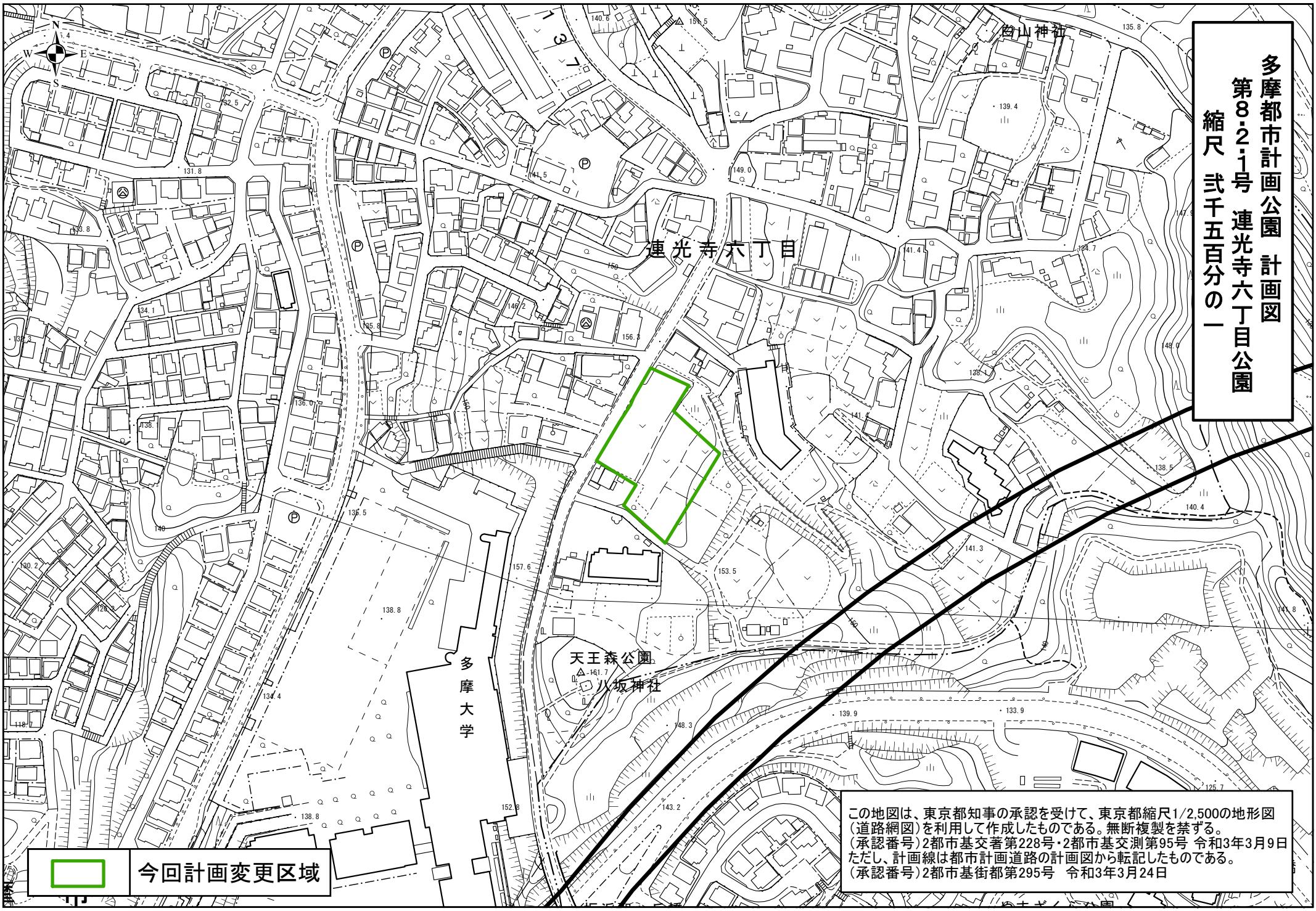
「区域は計画図表示のとおり」

理由 連光寺・若葉台里山保全地域における湿地の水供給源である農地を、計画的に保全・活用するために、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	摘 要
	番 号	公 園 名			
特殊公園	第 8・2・1 号	連光寺六丁目公園	多摩市連光寺 6 丁目地内	約 0. 3 6 ha	追加

多摩都市計画公園 計画図
第821号 連光寺六丁目公園
縮尺 式千五百分の一



 今回計画変更区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号)2都市基交著第228号・2都市基交測第95号 令和3年3月9日
ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。
(承認番号)2都市基街都第295号 令和3年3月24日

都市計画の案の理由書（案）

1. 種類・名称

多摩都市計画公園 第8・2・1号 連光寺六丁目公園

2. 理由

多摩市みどりの基本計画（平成24年9月）においては、「みどりの将来像」における「みどりの拠点」や「みどりの軸」を位置づけし、都市公園整備についても、みどりの保全と配置バランスなどに配慮した公園整備の推進に努めることとしている。このみどりのうち、生産緑地は保全されるべき農地であり、多摩市都市農業振興プランでは、本市の農地を保全し農業を持続させていくために、農地の多面的機能の発揮と市民と農との触れ合いの場づくりを行うこととしている。

多摩市の東部に位置する連光寺地域は、生産緑地や樹林地等が広く分布する多摩の昔の面影を残す農の風景が感じられる地域であり、本計画地は生産緑地となっている。また、本計画地を含む周辺は自然豊かな樹林地と希少な野生動植物が生息する湿地となっているため、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づく連光寺・若葉台里山保全地域に指定されている。

こうしたことから、湿地へ続く谷地形の上部の水供給源となる農地を計画的に保全・活用するために、都市計画公園の配置について検討した結果、連光寺六丁目地内における約0.36ヘクタールの区域について、都市計画公園として都市計画決定しようとするものである。